

※本改正は確定ではないため、内容変更の可能性があります。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）	水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）
<p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、第1号から第3号のいずれかを満たす者とし、共同で使用する実態のある漁業用機器等（以下「機器等」という。）を導入しようとする事業実施者については、共同での実施を認めることとする。</p> <p>（1）浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であって、かつ、基準年の漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）がその他の所得（個人経営の場合）又はその他の利益（法人経営の場合）を上回る者</p> <p>（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「地域再生委員会」という。）が、<u>令和8年度未</u>までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、浜の活力再生広域プランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>（3）漁船漁業構造改革広域プランを策定した広域漁船漁業構造改革委員会に参画し、第2条第1項第1号若しくは第2号の機器等のうちL E D集魚灯又は同条同項第4号の機器等を導入する漁業を営む個人又は法人であって、かつ、基準年の漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）がその他の所得（個人経営の場合）又はその他の利益（法人経営の場合）を上回る者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としない。</p> <p>（1）平成27年度から<u>令和7年度</u>の補正予算で実施した本事業により機器等を導入した者</p> <p>（2）国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「漁船リース事業」という。）に取り組むリース事業者と貸付契約等若しくは再貸付契約等を締結し、漁船リース事業に参画している者又は漁船リース事業の事業提案書の提出を行う者</p> <p>（3）国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（以下「もうかる事業等」という。）に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖生産契約等又は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画し、かつ、事業期間が経過していない者、又は参画しようとする者</p>	<p>○ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>（事業実施者）</p> <p>第1条 本事業の事業実施者は、第1号から第3号のいずれかを満たす者とし、共同で使用する実態のある漁業用機器等（以下「機器等」という。）を導入しようとする事業実施者については、共同での実施を認めることとする。</p> <p>（1）浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であって、かつ、基準年の漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）がその他の所得（個人経営の場合）又はその他の利益（法人経営の場合）を上回る者</p> <p>（2）浜の活力再生広域プランに関連する浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む地域水産業再生委員会（以下「地域再生委員会」という。）が、<u>令和7年度未</u>までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合は、当該調整協議会に参画する地域再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、浜の活力再生広域プランの策定を目指し、広域水産業再生委員会が設置されている場合は、「調整協議会」とあるのを「広域水産業再生委員会」と読み替える。</p> <p>（3）漁船漁業構造改革広域プランを策定した広域漁船漁業構造改革委員会に参画し、第2条第1項第1号若しくは第2号の機器等のうちL E D集魚灯又は同条同項第4号の機器等を導入する漁業を営む個人又は法人であって、かつ、基準年の漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）がその他の所得（個人経営の場合）又はその他の利益（法人経営の場合）を上回る者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としない。</p> <p>（1）平成27年度から<u>令和6年度</u>の補正予算で実施した本事業により機器等を導入した者</p> <p>（2）国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「漁船リース事業」という。）に取り組むリース事業者と貸付契約等若しくは再貸付契約等を締結し、漁船リース事業に参画している者又は漁船リース事業の事業提案書の提出を行う者</p> <p>（3）国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業（以下「もうかる事業等」という。）に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖生産契約等又は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画し、かつ、事業期間が経過していない者、又は参画しようとする者</p>

<p>(4) 事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間又は承認申請を行った日の翌日から事業完了までの間に、ライフジャケット着用義務を怠ったことにより行政処分を受けた者又は海事関係法令違反による死亡災害が発生した者。なお、その起算は、行政処分の決定日又は法令違反の行為日とする。</p> <p>(5) 事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間に漁業関係法令等に違反したことが確定した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から 1 年とする。</p> <p>3 前項第 1 号の規定にかかわらず、以下の全てを満たす者については、事業実施者となることができる。</p> <p>(1) 導入した機器等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）が経過している者。</p> <p>(2) 第 6 条第 5 項で規定する「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書（年度 KPI に係る報告）」（別記様式第 8-8 号）について、5 年間全ての年度の報告を提出している者。</p> <p>(3) 第 2 条で規定する目標（KPI）を達成した者又は目標（KPI）未達だが漁労収入の増額方策、漁労支出の削減方策などの対応方策を策定し、地域再生委員会（地域再生委員会が設置されていない場合にあっては、広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。））が確認・決定した者。</p> <p>(4) 広域委員会が目標（KPI）の達成等を確認した上で本事業の 2 度目の活用を決定した者。</p> <p>4 前項に規定する者が本事業の事業実施者となることは、1 回限りとする。</p> <p>5 本事業の事業実施者は、導入した機器等の処分制限期間において、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号）に基づくセーフティーネットに継続して加入しなければならない。</p> <p>6 本事業の助成要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。</p> <p>7 軽石による被害を回避するための海水こし器（以下「海水こし器」という。）を導入しようとする者については、第 1 項第 1 号の適用については、浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であれば足りるとし、第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 項の規定は適用しない。</p> <p>（助成対象機器等と助成対象経費）</p> <p>第 2 条</p> <p>1 助成対象機器等</p> <p>本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め 5 年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を 10% 以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が 5 年以上のものとし、海水こし器以外のものについては 1 個人又は 1 法人当たり 1 機種 1 台（一式）までとする。</p> <p>(1) 省力・省コスト化に資する機器等</p>	<p>(4) 事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間又は承認申請を行った日の翌日から事業完了までの間に、ライフジャケット着用義務を怠ったことにより行政処分を受けた者又は海事関係法令違反による死亡災害が発生した者。なお、その起算は、行政処分の決定日又は法令違反の行為日とする。</p> <p>(5) 事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間に漁業関係法令等に違反したことが確定した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から 1 年とする。</p> <p>3 前項第 1 号の規定にかかわらず、以下の全てを満たす者については、事業実施者となることができる。</p> <p>(1) 導入した機器等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）が経過している者。</p> <p>(2) 第 6 条第 5 項で規定する「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書（年度 KPI に係る報告）」（別記様式第 8-8 号）について、5 年間全ての年度の報告を提出している者。</p> <p>(3) 第 2 条で規定する目標（KPI）を達成した者又は目標（KPI）未達だが漁労収入の増額方策、漁労支出の削減方策などの対応方策を策定し、地域再生委員会（地域再生委員会が設置されていない場合にあっては、広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。））が確認・決定した者。</p> <p>(4) 広域委員会が目標（KPI）の達成等を確認した上で本事業の 2 度目の活用を決定した者。</p> <p>4 前項に規定する者が本事業の事業実施者となることは、1 回限りとする。</p> <p>5 本事業の事業実施者は、導入した機器等の処分制限期間において、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3036 号）に基づくセーフティーネットに継続して加入しなければならない。</p> <p>6 本事業の助成要件を全て満たした機器等の導入に係る助成額の合計が予算額を超えた場合、事業実施者の選定は抽選等により行うことがある。</p> <p>7 軽石による被害を回避するための海水こし器（以下「海水こし器」という。）を導入しようとする者については、第 1 項第 1 号の適用については、浜の活力再生広域プランを策定した広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人又は法人であれば足りるとし、第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 項の規定は適用しない。</p> <p>（助成対象機器等と助成対象経費）</p> <p>第 2 条</p> <p>1 助成対象機器等</p> <p>本事業において助成の対象となる機器等は、事業開始年度を含め 5 年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を 10% 以上向上する目標（KPI）の達成に資するものであり、かつ、処分制限期間が 5 年以上のものとし、海水こし器以外のものについては 1 個人又は 1 法人当たり 1 機種 1 台（一式）までとする。</p> <p>(1) 省力・省コスト化に資する機器等</p>
--	--

<p>被代替機器等と比較し省力・省コスト化により目標（KPI）達成を目指す機器等。なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器等とする。</p> <p>ア 漁船用エンジン（船内機又は船外機）</p> <p>現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたもの</p> <p>イ その他の機器等</p> <p>現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等</p> <p>(2) 生産性向上に資する機器等</p> <p>被代替機器等と比較し生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す機器等、人からの機械化や付加価値向上等新たな取組みによる生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す機器等又は生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す海水こし器。この場合において、漁船用エンジン（船内機又は船外機）については、被代替機器等と比べ連続出力（kW）が原則120%以内とする。ただし、120%を超える場合には、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業漁業用機器等選定理由書」（別記様式第8-1号の別添1）を提出するものとする。</p> <p>(3) 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器等</p> <p>事業実施者が営んでいる現在の漁業種類から養殖業その他の漁業種類へ兼業又は転換するため、新たに導入する機器で、兼業又は転換により目標（KPI）達成を目指す機器等</p> <p>(4) 操業体制の効率化に資する機器等</p> <p>海上ブロードバンドサービス（陸海双方向の最大通信速度が1メガビーピーワン以上であって、カバー範囲が沿岸200マイル以内など沿岸利用限定のものを除く。）の導入による操業体制の効率化により目標（KPI）達成を目指す機器等</p>	<p>被代替機器等と比較し省力・省コスト化により目標（KPI）達成を目指す機器等。なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入指針に基づいた以下の機器等とする。</p> <p>ア 漁船用エンジン（船内機又は船外機）</p> <p>現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたもの</p> <p>イ その他の機器等</p> <p>現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等</p> <p>(2) 生産性向上に資する機器等</p> <p>被代替機器等と比較し生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す機器等、人からの機械化や付加価値向上等新たな取組みによる生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す機器等又は生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す海水こし器。この場合において、漁船用エンジン（船内機又は船外機）については、被代替機器等と比べ連続出力（kW）が原則120%以内とする。ただし、120%を超える場合には、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業漁業用機器等選定理由書」（別記様式第8-1号の別添1）を提出するものとする。</p> <p>(3) 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器等</p> <p>事業実施者が営んでいる現在の漁業種類から養殖業その他の漁業種類へ兼業又は転換するため、新たに導入する機器で、兼業又は転換により目標（KPI）達成を目指す機器等</p> <p>(4) 操業体制の効率化に資する機器等</p> <p>海上ブロードバンドサービス（陸海双方向の最大通信速度が1メガビーピーワン以上であって、カバー範囲が沿岸200マイル以内など沿岸利用限定のものを除く。）の導入による操業体制の効率化により目標（KPI）達成を目指す機器等</p>
<p>2 助成対象経費</p>	<p>2 助成対象経費</p>
<p>(1) 助成対象経費は、前項の機器等本体価格の1/2以内（下取価額を控除し、消費税を除く。）を助成する。また、助成金の上限額は5,000万円以内、助成金の額は千円単位（千円未満切捨て）とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、<u>令和9年3月31日</u>までの事業完了に限り、第1項第1号のア及びイの機器等を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。</p>	<p>(1) 助成対象経費は、前項の機器等本体価格の1/2以内（下取価額を控除し、消費税を除く。）を助成する。また、助成金の上限額は5,000万円以内、助成金の額は千円単位（千円未満切捨て）とし、機器等本体価格以外の経費は一切認めない。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、<u>令和8年3月31日</u>までの事業完了に限り、第1項第1号のア及びイの機器等を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。</p>
<p>3 事業適用期間</p>	<p>3 事業適用期間</p>
<p>本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から<u>令和9年3月31日</u>までに完了するものとする。</p>	<p>本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から<u>令和8年3月31日</u>までに完了するものとする。</p>
<p>4 過去の事業との関連</p>	<p>4 過去の事業との関連</p>
<p>過去に水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営セーフティーネット</p>	<p>過去に水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業、漁業経営セーフティーネット</p>

構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業又は漁業経営体質強化機器設備導入支援事業により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機器等とする場合は、本事業による助成の対象としない。

(事業実施者からの応募)

第3条 本事業を実施しようとする事業実施者は、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」（別記様式第8-1号。以下「計画承認申請書」という。）、「事業実施者の概要と実施計画」（別記様式第8-1号の別添。以下「機器事業実施計画」という。）及び見積書等のほか、次の書類を添えて、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。

(1) 広域委員会又は地域再生委員会の規約（調整協議会に参加している地域再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。）

(2) 広域委員会又は地域再生委員会の委員名簿（調整協議会に参加している地域再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。）

(3) 広域委員会又は地域再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱第4第1号又は第2号の事業への加入の状況を記載した名簿

(機器事業実施計画の承認及び交付決定)

第4条 水漁機構は、前条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請書の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

(1) 申請者が、第1条に定める事業実施者であること。

(2) 事業実施者から提出された機器事業実施計画が、運用通知第3の2-10の(3)のウの(ア)のcに規定する競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）が認めたものであること。

(3) 浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「広域浜プラン」という。）又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を基準年と比較して10%以上向上する目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すこと。

2 水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請書の内容が適切であると認められた場合には、予算の範囲内で「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書」（別記様式第8-2号）を通知する。

3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別記様式第8-3号）により、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第8-4号）を通知する。

4 第2項の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、第1項から第3項までの規定に準じて行うものとする。

構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業又は漁業経営体質強化機器設備導入支援事業により導入した機器等のうち処分制限期間を経過していない機器等を被代替機器等とする場合は、本事業による助成の対象としない。

(事業実施者からの応募)

第3条 本事業を実施しようとする事業実施者は、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）が定める期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」（別記様式第8-1号。以下「計画承認申請書」という。）、「事業実施者の概要と実施計画」（別記様式第8-1号の別添。以下「機器事業実施計画」という。）及び見積書等のほか、次の書類を添えて、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出する。

(1) 広域委員会又は地域再生委員会の規約（調整協議会に参加している地域再生委員会は、当該調整協議会の規約も提出するものとする。）

(2) 広域委員会又は地域再生委員会の委員名簿（調整協議会に参加している地域再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出するものとする。）

(3) 広域委員会又は地域再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱第4第1号又は第2号の事業への加入の状況を記載した名簿

(機器事業実施計画の承認及び交付決定)

第4条 水漁機構は、前条の応募があった場合には、事業実施者から提出された計画承認申請書の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

(1) 申請者が、第1条に定める事業実施者であること。

(2) 事業実施者から提出された機器事業実施計画が、運用通知第3の2-10の(3)のウの(ア)のcに規定する競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）が認めたものであること。

(3) 浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「広域浜プラン」という。）又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を基準年と比較して10%以上向上する目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すこと。

2 水漁機構は、事業実施者から提出された計画承認申請書の内容が適切であると認められた場合には、予算の範囲内で「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書」（別記様式第8-2号）を通知する。

3 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」（別記様式第8-3号）により、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ交付申請を行い、水漁機構は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第8-4号）を通知する。

4 第2項の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、第1項から第3項までの規定に準じて行うものとする。

(事業結果の報告及び助成金の請求)

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」(別記様式第8-5号)、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」(別記様式第8-6号)のほか、証拠書類を添えて、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

2 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書」(別記様式第8-7号)をもって請求できる。

(実施状況等の確認)

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

2 水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。

3 水漁機構は、前項による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標(KPI)について、事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、少なくとも1回は達成することを目指すものとする。

5 事業実施者は、前項の取組の目標(KPI)の達成状況を事業開始年度から毎年度、水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書(年度KPIに係る報告)」(別記様式第8-8号)により、電磁的記録により水漁機構に提出するものとする(目標(KPI)を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度、その達成状況を水漁機構に提出するものとする。)。

6 事業実施者は、前項の報告における取組の目標(KPI)の達成状況に応じて地域再生委員会から適宜助言を受けるものとし、3年目の報告時点に必要に応じて対応方策を策定するものとする。

7 水漁機構は、第5項による実施状況報告書及び前項による対応方策を確認するとともに、目標(KPI)の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定通知」(別記様式第8-9号)により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

(導入する機器等に係る管理)

第8条 事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、水漁機構が別途定める「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」に基

(事業結果の報告及び助成金の請求)

第5条 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」(別記様式第8-5号)、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」(別記様式第8-6号)のほか、証拠書類を添えて、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構へ提出する。

2 事業実施者からの助成金の請求は、基本的には一括精算払とするが、事業途中で概算払を請求することができる。概算払については、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書」(別記様式第8-7号)をもって請求できる。

(実施状況等の確認)

第6条 事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、水漁機構が定める期日までに前条第1項に基づく実績報告書等を、広域委員会又は地域再生委員会が取りまとめた上で水漁機構に提出するものとする。

2 水漁機構は、前項による実績報告書等を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。

3 水漁機構は、前項による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

4 事業実施者は、第4条第1項第3号に定める取組の目標(KPI)について、事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、少なくとも1回は達成することを目指すものとする。

5 事業実施者は、前項の取組の目標(KPI)の達成状況を事業開始年度から毎年度、水漁機構が定める期日までに、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書(年度KPIに係る報告)」(別記様式第8-8号)により、電磁的記録により水漁機構に提出するものとする(目標(KPI)を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度、その達成状況を水漁機構に提出するものとする。)。

6 事業実施者は、前項の報告における取組の目標(KPI)の達成状況に応じて地域再生委員会から適宜助言を受けるものとし、3年目の報告時点に必要に応じて対応方策を策定するものとする。

7 水漁機構は、第5項による実施状況報告書及び前項による対応方策を確認するとともに、目標(KPI)の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 水漁機構は、第5条第1項の実績報告書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対し、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定通知」(別記様式第8-9号)により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した事業実施者の口座に助成金の支出を行う。

(導入する機器等に係る管理)

第8条 事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、水漁機構が別途定める「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」に基

づき、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(事業実施後の事業内容変更等)

第9条 事業を実施した事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない（疑義が生じた場合、速やかに水漁機構に相談すること）。

- (1) 事業実施者を変更しようとする場合
- (2) 機器等又はその設置（管理）場所を変更しようとする場合
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) その他水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合

2 水漁機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第10条 水漁機構は、前条の規定による事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、業務要領又は業務要領に基づく処分又は指示に違反した場合（**漁業法第25条第2項の規定に違反し、同法第28条の規定による処分を受けた場合を除く。）**
- (2) 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 事業実施者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報された場合又はRFMOsが作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合**

2 水漁機構は、前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書」（別記様式第8-10号）により、当該交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更を受けた事業実施者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業実施者への指導等)

第11条 広域委員会又は地域再生委員会は、本事業の実施に関して、事業実施者に対し指導及び監督を行うものとする。

(その他)

第12条 この業務要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。

づき、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を作成するとともに、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。

(事業実施後の事業内容変更等)

第9条 事業を実施した事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない（疑義が生じた場合、速やかに水漁機構に相談すること）。

- (1) 事業実施者を変更しようとする場合
- (2) 機器等又はその設置（管理）場所を変更しようとする場合
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) その他水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合

2 水漁機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第10条 水漁機構は、前条の規定による事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、業務要領又は業務要領に基づく処分又は指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (新規)**

2 水漁機構は、前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書」（別記様式第8-10号）により、当該交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更を受けた事業実施者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業実施者への指導等)

第11条 広域委員会又は地域再生委員会は、本事業の実施に関して、事業実施者に対し指導及び監督を行うものとする。

(その他)

第12条 この業務要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、水漁機構が定める。

(注) 1 導入しようとする機器等の詳細資料を添付すること（機種・型式・能力等が把握できる書類）。

2 原則として、3社以上の見積りを徴した上で、比較検討を行い、導入計画を作成すること。

3 見積りを徴する際には、下取価額及び値引価額を控除し、消費税を除くこととし、本体価格、下取価額、値引価額、設置工事費、消費税について内訳として明記すること。

(2) 事業予定費用一覧（※省力・省コスト化に資する機器等の申請のみ設置工事費との合計金額を記載）

導入予定費用額（円） ※税込	負担区分			耐用年数 (年)
	国庫補助額（円）		自己負担額	
	(A) ※千円未満切り捨て	税抜額（円） (B)	消費税額（円） (C)	

(注) 1 耐用年数欄には、導入する機器等の耐用年数を記載すること。

2 水産業競争力強化金融支援事業を活用し、利子助成金の交付を受けようとする者は、本事業の事業実施者の名義が、利子助成の交付を受ける者の名義と同一となるよう、留意すること。

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

・被代替機器、導入機器の機種等	種 別	メーカー名	型式・機種等 (船外機・船内機の場合は連続出力も記載)
注) 被代替機器及び導入機器が2基掛け以上の場合、各機種の型式を記載。 特に船外機の2基掛けの場合、各機器の連続出力と合計を記載	被代替機器等		(kW)
	導入機器等		(kW)

※2基掛けの場合、記載漏れ注意

・機器等を導入することにより得られる効果 ※機器導入により具体的に得られる効果等（数値など）、性能アップでの生産性向上、又は油費等削減の省力・省コスト化の内容を記載	
・収益向上（KPI 10%向上）の取組内容 ※機器導入の効果だけに限らず、「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」などの施策などを含めた漁業所得が10%以上向上すると想定される取組みを記載	
・業務要領第2条第1項の支援対象機の中で該当する項目に□を付して下さい。 (1) 省力・省コスト化に資する機器等 □ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） □イ：その他の機器	

(注) 1 導入しようとする機器等の詳細資料を添付すること（機種・型式・能力等が把握できる書類）。

2 原則として、3社以上の見積りを徴した上で、比較検討を行い、導入計画を作成すること。

3 見積りを徴する際には、下取価額及び値引価額を控除し、消費税を除くこととし、本体価格、下取価額、値引価額、据付工事費、消費税について内訳として明記すること。

(2) 事業予定費用一覧（※省力・省コスト化に資する機器等の申請のみ設置工事費との合計金額記載）

導入予定費用額（円） ※税込	負担区分			耐用年数 (年)
	国庫補助額（円）		自己負担額	
	(A) ※千円未満切り捨て	税抜額（円） (B)	消費税額（円） (C)	

(注) 1 耐用年数欄には、導入する機器等の耐用年数を記載すること。

2 水産業競争力強化金融支援事業を活用し、利子助成金の交付を受けようとする者は、本事業の事業実施者の名義が、利子助成の交付を受ける者の名義と同一となるよう、留意すること。

3. 漁業経営の状況及び今後の競争力強化対策

(1) (略)

(2) 競争力強化の取組

・被代替機器、導入機器の機種等	種 别	メーカー名	型式・機種等 (船外機・船内機の場合は連続出力も記載)
注) 被代替機器及び導入機器が2基掛け以上の場合、各機種の型式を記載。 特に船外機の2基掛けの場合、各機器の連続出力と合計を記載	被代替機器等		(kW)
	導入機器等		(kW)

※2基掛けの場合、記載漏れ注意

・機器等を導入することにより得られる効果 ※機器導入により具体的に得られる効果等（数値など）、性能アップでの生産性向上、又は油費等削減の省力・省コスト化の内容を記載	
・収益向上（KPI 10%向上）の取組内容 ※機器導入の効果だけに限らず、「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」などの施策などを含めた漁業所得が10%以上向上すると想定される取組みを記載	
・業務要領第2条第1項の支援対象機の中で該当する項目に□を付して下さい。 (1) 省力・省コスト化に資する機器等 □ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） □イ：その他の機器	

(2) 生産性向上に資する機器等
□ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） □イ：その他の機器
□ウ：新規取組の機器（被代替機器なしでの人力からの機械化）
□エ：新規取組の機器（被代替機器なしでの付加価値向上等の機器）
□オ：海水こし器
(3) 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転業に資する機器等
□ア：養殖用機器等 □イ：その他の漁業用機器
(4) 操業体制の効率化に資する機器等
□ 海上プロードバンド用機器

(注) (略)

(3) 取組の目標 (KPI)

事業実施者名

○漁業所得 10%以上向上の例 (※③漁労支出の内訳を明確に区分できない場合は、目安となる割合を示すこと。)

	基準年	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)	備考
①漁業所得 (②-③)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合 (対基準年)	-	100%	100%	100%	100%	100%	
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具費	万円						
油費	万円						
その他	万円						
④漁労外事業所得 (その他の所得)	万円	—	—	—	—	—	

<注意事項>

(1) ~ (5) (略)

○償却前利益 10%以上向上の例

決算期：月 基準年の最終税務申告年度：R 年	基準年	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)	備考
①償却前利益 (※1)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合 (対基準年)	-	100%	100%	100%	100%	100%	
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具費	万円						
油費	万円						
販売手数料	万円						
その他の漁労支出	万円						
減価償却費	万円						

(2) 生産性向上に資する機器等
□ア：漁船用エンジン（船内機または船外機） □イ：その他の機器
□ウ：新規取組の機器（被代替機器なしでの人力からの機械化）
□エ：新規取組の機器（被代替機器なしでの付加価値向上等の機器）
□オ：海水こし器
(3) 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転業に資する機器等
□ア：養殖用機器等 □イ：その他の漁業用機器
(4) 操業体制の効率化に資する機器等
□ 海上プロードバンド用機器

(注) (略)

(3) 取組の目標 (KPI)

事業実施者名

○漁業所得 10%以上向上の例 (※③漁労支出の内訳を明確に区分できない場合は、目安となる割合を示すこと。)

	基準年	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)	備考
①漁業所得 (②-③)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合 (対基準年)	-	100%	100%	100%	100%	100%	
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具費	万円						
油費	万円						
その他	万円						
④漁労外事業所得 (その他の所得)	万円	—	—	—	—	—	

<注意事項>

(1) ~ (5) (略)

○償却前利益 10%以上向上の例

決算期：月 基準年の最終税務申告年度：R 年	基準年	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)	備考
①償却前利益 (※1)	0万円	0	0	0	0	0	
向上割合 (対基準年)	-	100%	100%	100%	100%	100%	
②漁労収入	万円						
③漁労支出	0万円	0	0	0	0	0	
雇用労賃	万円						
漁船・漁具費	万円						
油費	万円						
販売手数料	万円						
その他の漁労支出	万円						
減価償却費	万円						

④漁労利益 (②-③)	0万円					
⑤漁労外利益 (その他の利益) (※2)	万円	—	—	—	—	—
⑥経常利益 (※3)	万円					

(※ 1) 償却前利益 = 経常利益 + 減価償却費

(※ 2) 漁労外の事業利益がある場合、⑤の漁労外利益 (その他の利益) に必ず記載すること。

(※ 3) 経常利益 = 漁労利益 + 漁労外売上高 - (漁労外売上原価 + 漁労外販売費及び一般管理費) + 営業外収益 - 営業外費用

<注意事項> (略)

○設定した基準年の種類

基準年	該当種類に団 クリック	備考
5中3	<input type="checkbox"/>	
直近5ヶ年の平均	<input type="checkbox"/>	
直近3ヶ年の平均	<input type="checkbox"/>	
直近年 (前年)	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	(※その他の場合、基準年の設定方法や設定に至った理由を必ず記載すること。)

<注意事項> (略)

4. 広域浜プランとの連携について (最新の認定情報記載。第2期、**第3期**認定前の場合、認定日に「策定中」と記載。広域委員会名のみ記載)

認定(予定)日	認定番号	広域委員会(調整協議会)の名称	広域浜プラン(予定)の概要

(注) (略)

5 平成 27 年度～**令和 7 年度**の補正予算で実施した（1）に掲げる本事業により機器等を導入した者（※2回目申請者）、及び（2）～（4）に掲げる事業により導入した機器等の処分制限期間が経過していない事業実施者は、該当する事業に団を付した上で、当該事業について記入すること（該当しない場合は記入しないこと）。

- (1) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 ※2回目申請は、チェック欄に団し、下記の表に事業内容を記載
- (2) 漁業経営セーフティーネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業（平成 25 年度～26 年度）
- (3) 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（平成 23 年度～**令和 8 年度**）
- (4) 水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業（平成 21 年度～23 年度）

事業実施者 (グループ名)	事業年度	助成を受けた機器	導入年月日

6. 70 歳以上の事業実施者は、本事業で導入する機器等の処分制限期間内において、病気やけが等の理由で、本事業の実施が困難な事態が発生した場合について、当該機器等の取扱方針を記入すること。
(なお、実際に発生した場合は、業務要領第 9 条に基づき、事業実施主体と協議し、変更の承認を

④漁労利益 (②-③)	0万円					
⑤漁労外利益 (その他の利益) (※2)	万円	—	—	—	—	—
⑥経常利益 (※3)	万円					

(※ 1) 償却前利益 = 経常利益 + 減価償却費

(※ 2) 漁労外の事業利益がある場合、⑤の漁労外利益 (その他の利益) に必ず記載すること。

(※ 3) 経常利益 = 漁労利益 + 漁労外売上高 - (漁労外売上原価 + 漁労外販売費及び一般管理費) + 営業外収益 - 営業外費用

<注意事項> (略)

○設定した基準年の種類

基準年	該当種類に団	備考
5中3	<input type="checkbox"/>	
直近5ヶ年の平均	<input type="checkbox"/>	
直近3ヶ年の平均	<input type="checkbox"/>	
直近年 (前年)	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	(※その他の場合、基準年の設定方法や設定に至った理由を必ず記載すること。)

<注意事項> (略)

4. 広域浜プランとの連携について (最新の認定情報記載。第2期認定前の場合、認定日に「策定中」と記載。広域委員会名のみ記載)

認定(予定)日	認定番号	広域委員会(調整協議会)の名称	広域浜プラン(予定)の概要

(注) (略)

5 平成 27 年度～**令和 6 年度**の補正予算で実施した（1）に掲げる本事業により機器等を導入した者（※2回目申請者）、及び（2）～（4）に掲げる事業により導入した機器等の処分制限期間が経過していない事業実施者は、該当する事業に団を付した上で、当該事業について記入すること（該当しない場合は記入しないこと）。

- (1) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 ※2回目申請は、チェック欄に団し、下記の表に事業内容を記載
- (2) 漁業経営セーフティーネット構築等事業のうち省エネ機器等導入推進事業（平成 25 年度～26 年度）
- (3) 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（平成 23 年度～**令和 7 年度**）
- (4) 水産業体質強化総合対策事業のうち沿岸漁業等体質強化緊急対策事業のうち漁業経営体質強化対策事業のうち体質強化グループ活動支援事業（平成 21 年度～23 年度）

事業実施者 (グループ名)	事業年度	助成を受けた機器	導入年月日

6. 70 歳以上の事業実施者は、本事業で導入する機器等の処分制限期間内において、病気やけが等の理由で、本事業の実施が困難な事態が発生した場合について、当該機器等の取扱方針を記入すること。
(なお、実際に発生した場合は、業務要領第 9 条に基づき、事業実施主体と協議し、変更の承認を

受けなければならない。)

機器等の取り扱い方針	該当箇所に□ クリック	備考
①機器等を継続して使用		
イ：後継者（生計を共にする親族）が補助条件を継承	<input type="checkbox"/>	
ロ：事業実施者が所属する漁協の他の組合員に譲渡	<input type="checkbox"/>	
ハ：所属する広域委員会又は地域再生委員会の者に譲渡	<input type="checkbox"/>	
②（上記以外の場合は、備考欄にその旨を記載すること。）	<input type="checkbox"/>	

受けなければならない。)

機器等の取り扱い方針	該当箇所に□	備考
①機器等を継続して使用		
イ：後継者（生計を共にする親族）が補助条件を継承	<input type="checkbox"/>	
ロ：事業実施者が所属する漁協の他の組合員に譲渡	<input type="checkbox"/>	
ハ：所属する広域委員会又は地域再生委員会の者に譲渡	<input type="checkbox"/>	
②（上記以外の場合は、備考欄にその旨を記載すること。）	<input type="checkbox"/>	

別記様式第8－1号別添1

年 月 日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業漁業用機器等選定理由書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

漁協名：
事業実施者名：

このたび生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す漁業用機器等として、代替機器等と比較して連続出力（kW）が120%を超える漁船用エンジンを導入予定ですが、その理由は以下のとおりです。

記

【選定理由】

○○○○○ため、△△△（○○,○kW、○○,○%アップ）を選定しました。

なお、導入予定である漁船用エンジンの連続出力は、同一漁場で操業する「同漁業種」の漁船に搭載されている漁船用エンジンの連続出力と比較して、突出していないことを確認しています。

（注） （略）
添付資料 （略）

同一漁場で操業する同漁業種漁船一覧表

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

漁協名：
事業実施者名：

（略）

別記様式第8－1号別添1

年 月 日

競争力強化型機器等導入緊急対策事業漁業用機器等選定理由書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

漁協名：
事業実施者名：

このたび生産性の向上により目標（KPI）達成を目指す漁業用機器等として、代替機器等と比較して連続出力（kW）が120%を超える漁船用エンジンを導入予定ですが、その理由は以下のとおりです。

記

【選定理由】

○○○○○ため、△△△を選定しました。

なお、導入予定である漁船用エンジンの連続出力は、同一漁場で操業する「同漁業種」の漁船に搭載されている漁船用エンジンの連続出力と比較して、突出していないことを確認しています。

（注） （略）
添付資料 （略）

同一漁場で操業する同漁業種漁船一覧表

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

漁協名：
事業実施者名：

（略）

<p>機器導入における入札・見積書が3社未満 理由書</p> <p>特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 あて</p> <p>漁協名： 事業実施者名： (略)</p> <p>別記様式第8-2号</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>事業実施者名 殿 住所 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 (略)</p> <p>別記様式第8-3号</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 あて 住所 事業実施者名 (略)</p> <p>別記様式第8-4号</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>住所 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 (略)</p>	<p>機器導入における入札・見積書が3社未満 理由書</p> <p>特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 あて</p> <p>漁協名： 事業実施者名： (略)</p> <p>別記様式第8-2号</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>事業実施者名 殿 住所 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 (略)</p> <p>別記様式第8-3号</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 あて 住所 事業実施者名 (略)</p> <p>別記様式第8-4号</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>住所 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 理事長名 (略)</p>
---	---

別記様式第8－5号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－6号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－7号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－8号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書

(年度 K P I に係る報告)

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－5号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－6号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－7号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金概算払請求書

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8－8号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書

(年度 K P I に係る報告)

年 月 日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長名 あて

住 所
事業実施者名
(略)

別記様式第8-9号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定通知

年 月 日

事業実施者名 殿

住 所

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名

(略)

別記様式第8-10号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書

番 号

年 月 日

事業実施者名 殿

住 所

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名

(略)

別記様式第8-9号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金の額の確定通知

年 月 日

事業実施者名 殿

住 所

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名

(略)

別記様式第8-10号

競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定取消通知書

番 号

年 月 日

事業実施者名 殿

住 所

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長名

(略)

附則

この改正は、令和●年●月●日から実施する。